建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務に係る手数料 (適合性判定手数料表、変更が軽微な変更に該当していることの証明値求手数料

				分類	適合性判定	適合性判定(変更)	軽微変更に該当していることの 証明
	一戸建て住宅				5,800	4,100	4,100
ŀ				当該部分の床面積の合計が300㎡未満	11,300	8,000	8,000
				当該部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満	23.800	16,700	16.700
				当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満	52,800	37,000	37,000
		住宅部分		当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満	94,700	66,500	66,500
適合				当該部分の床面積の合計10,000㎡以上25,000㎡未満	119,000	83,500	83,500
合証あ				当該部分の床面積の合計25,000㎡以上	148,000	103,000	103,000
I)	一戸建て住宅						+
注	以外の建築物	非住宅部分		当該部分の床面積の合計が300㎡未満	11,300	8,000	8,000
				当該部分の床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満	19,500	13,800	13,800
				当該部分の床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満	31,600	22,200	22,200
				当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満	94,300	66,100	66,100
				当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満	149,000	104,000	104,000
				当該部分の床面積の合計10,000㎡以上25,000㎡未満	188,000	132,000	132,000
				当該部分の床面積の合計25,000㎡以上	235,000	165,000	165,000
		仕様基準又は誘導仕様基準		当該住宅の床面積の合計が200㎡未満	20,700	14,300	14,300
		江塚坐十人体助寺江塚坐十		当該住宅の床面積の合計が200㎡以上	22,200	15,100	15,100
	一戸建て住宅	仕様·計算併用法 (注3)		当該住宅の床面積の合計が200㎡未満	30,100	21,100	21,100
	广建し仕七			当該住宅の床面積の合計が200㎡以上	33,200	23,300	23,300
		標準計算法 (注4)		当該住宅の床面積の合計が200㎡未満	40,200	28,300	28,300
				当該住宅の床面積の合計が200㎡以上	44,900	31,500	31,500
Ī				当該部分の床面積の合計が300㎡未満	38,700	26,800	26,800
	ー戸建て住宅 以外の建築物	住宅部分	仕様基準又は 誘導仕様基準	当該部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満	66,900	46,500	46,500
				当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満	120,000	84,800	84,800
				当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上	183,000	127,000	127,000
				当該部分の床面積の合計が300㎡未満	59,800	42.000	42.000
			仕様·計算併用 法 (注3)	当該部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満	100,000	70,500	70,500
				当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満	175,000	122,000	122,000
				当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満	256,000	179,000	179,000
				当該部分の床面積の合計10,000㎡以上25,000㎡未満	304.000	213.000	213,000
						-,	
				当該部分の床面積の合計25,000㎡以上	354,000	248,000	248,000
			標準計算法 (注4)	当該部分の床面積の合計が300㎡未満	81,000	56,800	56,800
				当該部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満	135,000	94,600	94,600
				当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満	229,000	161,000	161,000
適合				当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満	329,000	231,000	231,000
証な				当該部分の床面積の合計10,000㎡以上25,000㎡未満	390,000	273,000	273,000
ر ر				当該部分の床面積の合計25,000㎡以上	449,000	314,000	314,000
注 2				当該部分の床面積の合計が300㎡未満	11,300	8,000	8,000
\sim		非住宅部分の用途が工場等 (注5)		当該部分の床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満	19,500	13,800	13,800
				当該部分の床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満	31,600	22,200	22,200
				当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満	94,300	66,100	66,100
				当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満	149,000	104,000	104,000
				当該部分の床面積の合計10,000㎡以上25,000㎡未満	188,000	132,000	132,000
				当該部分の床面積の合計25,000㎡以上	235,000	165,000	165,000
		上記以外の非 住宅部分	モデル建物法 (注6)	当該部分の床面積の合計が300㎡未満	102,000	71,600	71,600
				当該部分の床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満	129,000	91,100	91,100
				当該部分の床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満	171,000	119,000	119,000
				当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満	276,000	193,000	193,000
				当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満	361,000	253,000	253,000
				当該部分の床面積の合計10,000㎡以上25,000㎡未満	434,000	304,000	304,000
l				当該部分の床面積の合計25,000㎡以上	509,000	357,000	357,000
ļ			本等 1 +1 >+ 全で	当該部分の床面積の合計が300㎡未満	266,000	186,000	186,000
				当該部分の床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満	334,000	234,000	234,000
				当該部分の床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満	431,000	301,000	301,000
				当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満	615,000	430,000	430,000
				当該部分の床面積の合計が5,000m以上5,000m未満 当該部分の床面積の合計が5,000m以上10,000m未満		· ·	
					758,000	531,000	531,000
				当該部分の床面積の合計10,000㎡以上25,000㎡未満	896,000	627,000	627,000
				当該部分の床面積の合計25,000㎡以上	1,020,000	715,000	715,000

- 注1 計画提出又は計画通知に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合
- 注2 (注1)以外の場合
- 注3 住宅部分の外皮性能を仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量を基準省令第1条第1項第2号ロ 若しくは第10条第2号ロ の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を基準省令第1条第1項第2号イ 若しくは第10条第2号イ の基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量に係る基準への適合を仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価する方法
- 注4 基準省令第1条第1項第2号イ 及び同号ロ の基準により評価する方法又は基準省令第10条第2号イ 及び同号ロ の基準により評価する方法
- 注5 工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
- 注6 一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法
- 注7 実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法